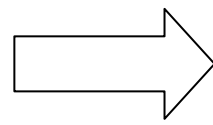


■ 背景

■ 堺市における主な経緯

- ・H8.4 堺市屋外広告物条例 施行
- ・H17.6 景観法 全面施行
- ・H23.12 堺市景観計画・堺市景観条例 施行



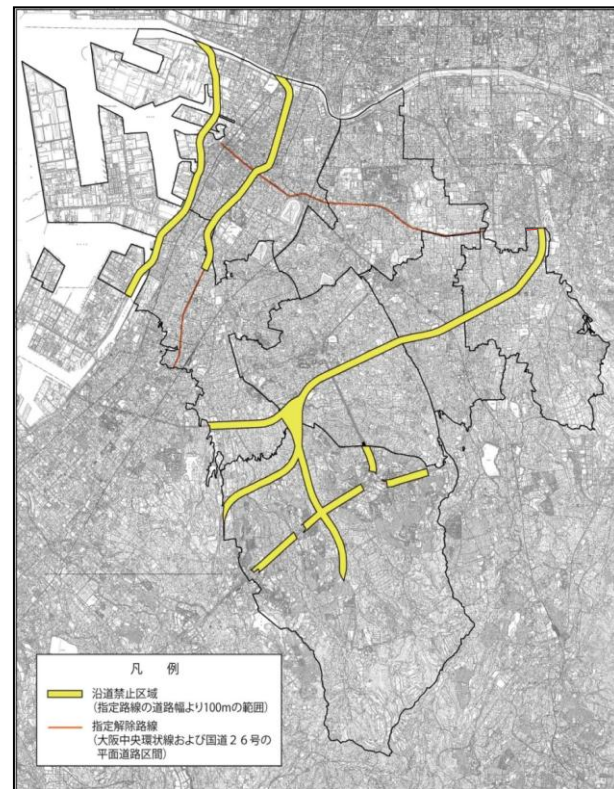
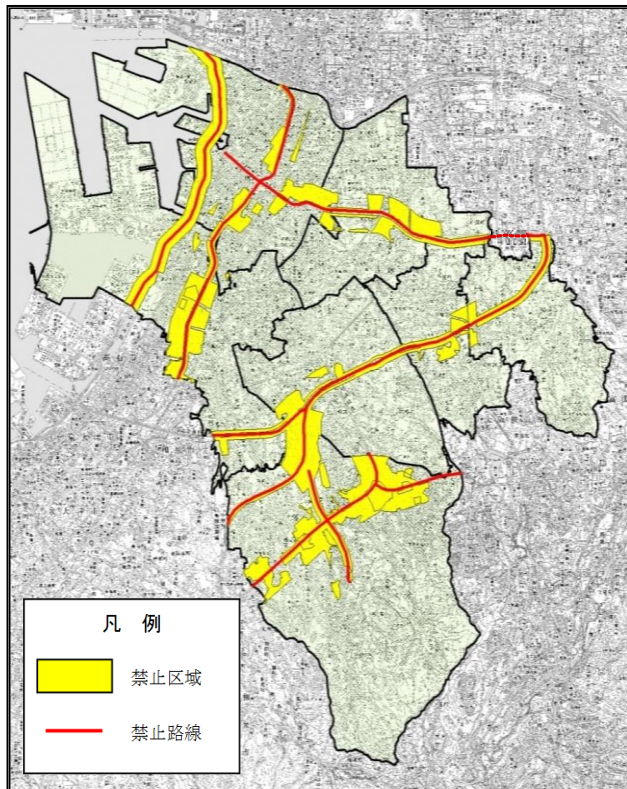
屋外広告物条例の施行後18年が経過し、現在の社会環境や新たに施行された堺市景観計画（H23年6月策定）なども踏まえた“見直しの必要性”が生じている

■ 現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し

① 指定道路に接続する禁止区域（沿道禁止区域）に関する見直し

【見直し案】

- 土地利用状況を踏まえ、府道大阪中央環状線及び国道26号（平面道路区間）を指定解除
- 指定道路からの視認性を踏まえ、原則、規制区域の範囲を道路端より両側100m幅に統一
 - ※府道泉大津美原線及び阪和自動車道とで囲まれる範囲も禁止区域
- 用途地域による制限緩和等を廃止（※駅周辺の商業系地域は除く）

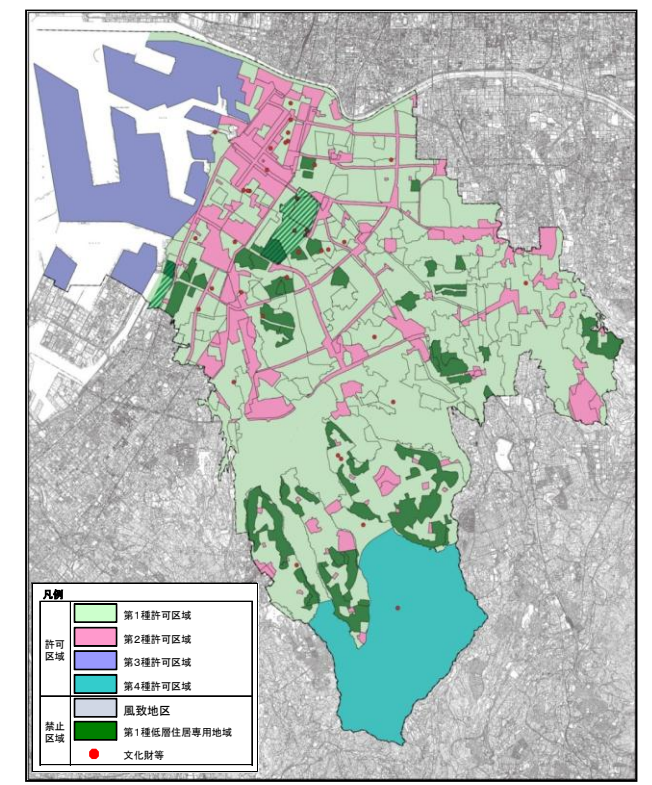
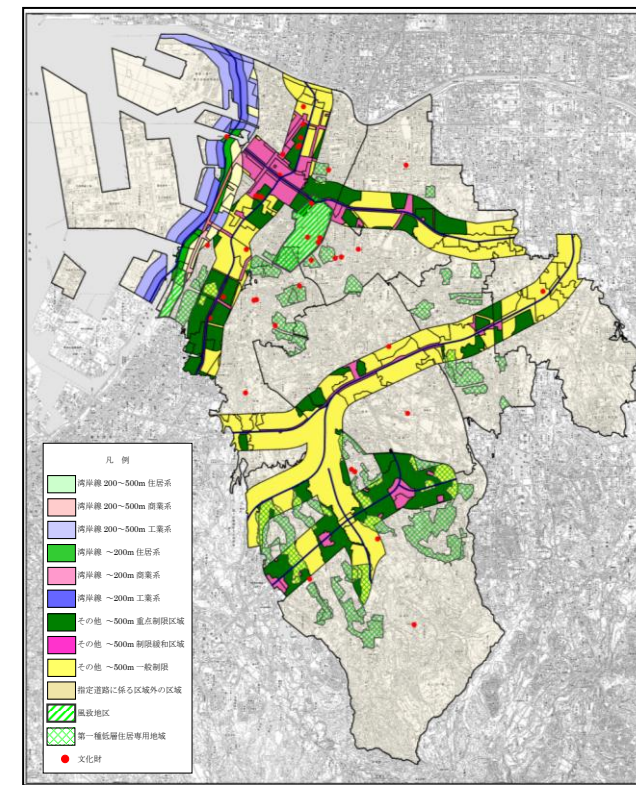


② 許可基準等に関する整理・見直し

■ 市全域に係る見直し（許可区域の設定および許可基準等）

【見直し案】

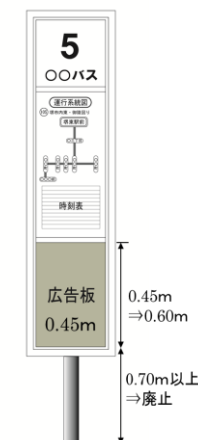
- 市域全体の土地利用状況を踏まえた許可区域の設定、並びに許可基準の見直し
 - ・第1種（住居系及び南部丘陵を除く調区）、第2種（商業系及び臨海部の工専を除く工業系）
 - ・第3種（臨海部の工専）、第4種（南部丘陵）の4つに許可区域を区分
 - ・各区域の土地利用に応じ、広告物の種別毎に広告の大きさや高さの基準を設定（裏面参照）



■ 個別基準に係る見直し

【バス停広告】

- 広告表示部を
0.45m⇒0.6m以内に変更
- 高さ規定を廃止



【バス停留所上屋への広告物添加】

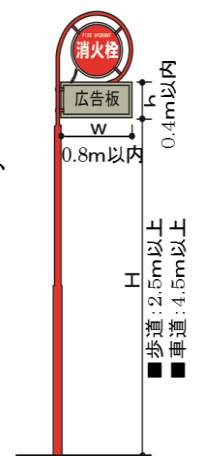
- 以下の通り個別基準を設定

対象	許可基準
バス停上屋広告	・添加広告物は、上屋の幅及び高さの範囲内とする ・設置場所は、上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とする ・表示面積は、1面につき2㎡以下とする（ただし、バス停留所名等の表示は除く） ・広告物の掲示面は、上屋1基当たり2面以下とする（ただし、3面以上の掲示面を設けても、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならない場合には、4面まで可能とする） ・動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しないこと



【消火栓標識を利用する広告】

- 表示面が縦0.4m以内、横0.8m以内
- 地上から広告物の最下端までの距離が、
 - ・歩道 2.5m以上
 - ・車道 4.5m以上
- 禁止区域の適用は除外



■現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し

②許可基準等に関する整理・見直し

全市域に係る許可基準（案）

【見直しの考え方】

- 用途地域などを踏まえた許可区域及び許可基準を設定することにより、土地利用に応じた制限とする。
- 自然環境豊かな南部丘陵周辺地域における制限を強化し、丘陵景観の保全を図る。

許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域	第4種許可区域	
用途地域	第2種低層、第1種中高層、第2種中高層、 第1種住居、第2種住居、準住居、 市街化調整区域(南部丘陵地域を除く)	近隣商業、商業、準工業、工業地域、 工業専用地域(臨海部を除く)	工業専用地域のうち、臨海部	市街化調整区域のうち、南部丘陵地域	
自家用・ 非自家用	自家用広告物 設置可 非自家用(沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用(沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用(沿道禁止区域 設置不可)	自家用広告物 設置可 非自家用広告物 設置可	
壁面 広告物	面積	【面積】 —	【面積】 —	【面積】 <u>取付壁面につき30㎡以内</u>	
		【面積比】 取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】 取付壁面の1/3以内の面積	【面積比】 取付壁面の1/3以内の面積	
	範囲	【高さ比】 縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】 縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】 縦が建造物の高さの範囲内	【高さ比】 縦が建造物の高さの範囲内
		【横幅】 横が建造物の幅の範囲内	【横幅】 横が建造物の幅の範囲内	【横幅】 横が建造物の幅の範囲内	【横幅】 横が建造物の幅の範囲内
		【掲出高さ】 —	【掲出高さ】 —	【掲出高さ】 —	【掲出高さ】 —
	その他	【件数】 —	【件数】 —	【件数】 —	【件数】 <u>取付壁面における掲出数4個以内</u>
【構造】 開口部(窓、出入口、非常用出入口、 排煙口等)を塞がない		【構造】 開口部(窓、出入口、非常用出入口、 排煙口等)を塞がない	【構造】 開口部(窓、出入口、非常用出入口、 排煙口等)を塞がない	【構造】 開口部(窓、出入口、非常用出入口、 排煙口等)を塞がない	
屋上 広告物	面積	【面積】 <u>1表示面につき30㎡以内、 かつ、総面積120㎡以内</u>	【面積】 <u>1表示面につき40㎡以内、 かつ、総面積160㎡以内</u>	掲出不可	
	範囲	【高さ】 縦が建造物の高さの <u>1/3以内、 かつ、5m以内の長さ</u>	【高さ】 縦が建造物の高さの <u>2/3以内、 かつ、10m以内の長さ</u>		【高さ】 縦が建造物の高さの <u>2/3以内、 かつ、10m以内の長さ</u>
		【横幅】 横が建造物の幅の範囲内	【横幅】 横が建造物の幅の範囲内		【横幅】 横が建造物の幅の範囲内
自立 広告塔 ほか	面積	【面積】 <u>1表示面につき10㎡以内、 かつ、総面積20㎡以内</u>	【面積】 <u>1表示面につき20㎡以内 かつ、総面積40㎡以内</u>	【面積】 —	
	範囲	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ <u>10m 以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)</u>	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ <u>15m 以内(非自家用広告物及び広告板は4m以内)</u>	【掲出高さ】 地上から最上端までの高さ <u>15 m以内</u>	

※下線部は、新たな制限

■現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し

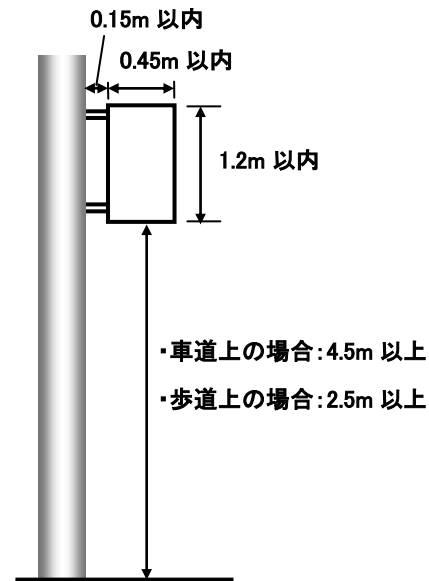
■許可基準等に関する整理・見直し

■個別基準に係る見直し

【電柱広告】

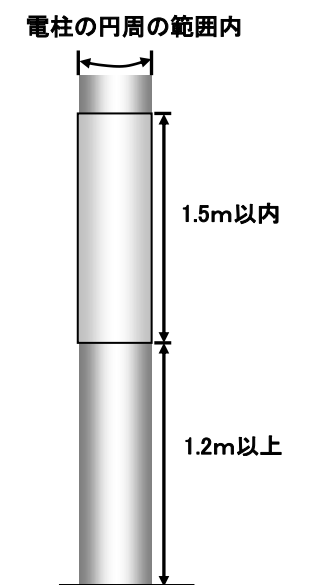
①突き出して取り付けるもの

大きさ	縦：2.0m以内 ⇒ 1.2m以内 横：0.5m以内 ⇒ 0.45m以内
地上から最下端までの距離	4.5m以上 歩道上の場合：2.5m以上
個数	電柱1本につき1個
色彩等	(1) 地色は白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする (2) けい光塗料以外の塗料を用いること



②巻き付けて取り付けるもの

大きさ	縦：1.5m以内 横：電柱の円周の範囲内
地上から最下端までの距離	1.9m以上 ⇒ 1.2m以上
個数	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。 ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)
色彩等	(1) 地色は白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする (2) けい光塗料以外の塗料を用いること

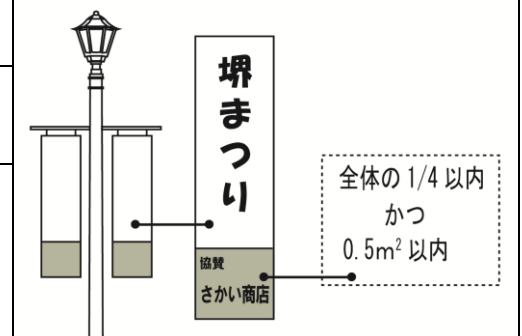


【公共的取組み等に寄与する広告物】

地域における公共的な取組への費用充当を目的とする広告物の取扱いについて、公共的取組み等に寄与する広告物に対する禁止区域及び禁止物件の適用除外規定を設定

- ①対象者： 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等
- ②対象地： 道路（道路法第2条第1項に規定する道路）又は当該道路に接続する公共団体の所有地及び管理地
- ③条件： 市長との協議が整ったもの

項目	広告の種別
具体事例	○まちの活性化などに繋がる公共的なイベントへの費用充当を目的とした賛助会員名などのスポンサー広告付きバナー広告
掲出要件	○「広告料を公共的な取組みに係る費用へ充当する」旨、広告への記載が必要
	○周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること
	○賛助会員名などのスポンサー表示の面積は、全体の1/4以内、かつ0.5㎡以内とする（※上記記載内容を含む）
	○歩道上にあっては、地上から最下端までの距離は、2.5m以上
	○突き出し幅は、0.8m以下



■その他

【申請手続等】

○大規模広告物の取扱い

景観条例に基づく手続きを踏襲し、規制の対象とすべき大規模広告物に関する行為の種別及び対象規模を踏まえ、事前協議を堺市屋外広告物条例に規定

行為の種別	広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は掲出物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更
対象規模	広告物又は掲出物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの
配慮事項	(1) 建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう工夫する (2) 広告物は掲出位置やデザイン、色使い等に統一感を図るよう配慮する (3) できる限り、隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心がける

○更新許可申請書の添付図書の変更

新規許可申請書の添付図書と同様とする

○様式の変更

- ・許可基準等の見直しに伴う変更
- ・事務の効率化に向けた変更

○条例・施行規則・告示の文言の整理

○経過措置（広告物誘導地区を除く）

- ・既存不適格となる広告物については、改正条例の施行後3年間は更新可能
- ・それ以降について、改修、移転又は除却が容易でないと認めるときは、引き続き更新可能

百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全について

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯の保全の考え方

■ 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録

■ 世界文化遺産登録の目的

- ・世界文化遺産登録の目的は、地球上の貴重な遺産を守り、次世代に継承するためのもの
- ・百舌鳥・古市古墳群は日本が世界に誇るべき貴重な歴史遺産で、これを人類の宝として後世まで永く守り伝えるために、大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の4者で世界文化遺産への登録をめざすもの

■ 百舌鳥・古市古墳群とは

- ・百舌鳥・古市古墳群は、ほぼ同時期に一体的に営まれたもので、時期ごとに日本で最大級の古墳が5世紀に交互に造営
- ・墳丘の長さでは、日本のトップテンのうち5基の巨大前方後円墳が集中
- ・巨大前方後円墳とその周囲に中小古墳が位置する様子は、古墳の規模や形状で被葬者の政治的・社会的階層性を示すという日本独特の古墳造りに特徴付けられた文化を表すもの

■ 百舌鳥古墳群の価値

1) 世界文化遺産に値する巨大前方後円墳

- ・エジプト・クフ王のピラミッドや中国・秦の始皇帝陵と並ぶ世界最大級の仁徳天皇陵古墳をはじめ、履中天皇陵古墳やニサンザイ古墳など、巨大な前方後円墳が群を成している

2) 歴史的な保全の取り組みと保存意識の成熟

- ・市街化の進展の中、古墳周辺を風致地区や第一種低層住居専用地域に指定し、良好な住環境を保全
- ・大仙公園と一体となった豊かな自然環境を保全
- ・世界文化遺産登録に向けた取り組みや、市民による清掃活動などの取り組みも活性化

■ まちづくりの目的・効果、取り組み（「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」を受けて）

■ まちづくりの目的・効果

- ・歴史と文化を活かしたまちづくりの推進
- ・百舌鳥・古市古墳群の保護と次世代への継承

- ・豊かな歴史文化資源を活かした都市魅力の向上
- ・市民の誇りと郷土への愛着心の醸成

■ まちづくりの取り組み

(1) みどりや水のうおいのあるまちの形成

- ・古墳周辺の景観への配慮（緩衝地帯の保全）
- ・古墳と調和したまちなみへの誘導（緩衝地帯の保全）
- ・古墳の確実な保存、管理 等

(2) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

- ・ガイダンス施設の整備
- ・大仙公園や周遊環境の整備
- ・鉄道駅周辺や道路の整備
- ・周遊ルートの設定及びサインの整備 等

(3) 新たな魅力とにぎわいの創出

- ・情報発信の推進
- ・他の市内歴史文化資源との連携
- ・近隣の世界遺産との連携 等

■ 百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全

■ 緩衝地帯とは

世界遺産に登録される資産の景観や環境を保全するために資産の周囲に設定される区域

■ 緩衝地帯の範囲の考え方

百舌鳥古墳群が群としてもつ顕著な普遍的価値（下記の6つの要素）を守るため適切な範囲とし、その境界は道路や鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を基本とする。

- ①墳丘・濠等の遺構、②墳丘の規模・形状の多様性、③前方後円墳の巨大性・特異性、④巨大前方後円墳と陪塚の位置関係、⑤古墳群全体の分布、⑥古墳群の立地

■ 緩衝地帯の保全の必要性

- ・これまで、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境を維持するため、仁徳天皇陵古墳周辺を風致地区に指定し、大仙公園の整備などを実施
- ・巨大前方後円墳の周囲を、第一種低層住居専用地域に指定し、低層住宅によるゆとりと潤いある住宅地環境を形成

古墳群と調和したまちなみの保全と創出が必要

- ・これまでの取り組みを継承しつつ、古墳群と調和したまちなみの形成に向け、建築物等の景観形成が必要

建築物の高さ・形態意匠、屋外広告物を制限

- ・古墳の保護や古墳周辺の環境整備を進めるとともに、緩衝地帯においては、建築物の高さや色彩などの形態意匠、屋外広告物の大きさや高さ等を制限
例) 高層建築物、派手な色彩の建築物、巨大な屋外広告物

- 壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみを形成
- 豊かな歴史文化資源を活かした都市魅力の向上
- 市民の誇りと郷土への愛着心の醸成

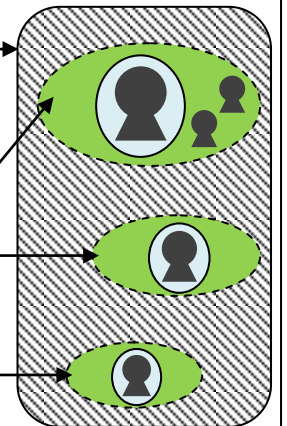
■ 緩衝地帯の保全の方針

■ 緩衝地帯の全域

- 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全
- 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全
- 古墳群と調和した景観の形成

■ 巨大前方後円墳に隣接する区域（資産近傍）

- 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全
- 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全



(参考) 古墳の保存の考え方

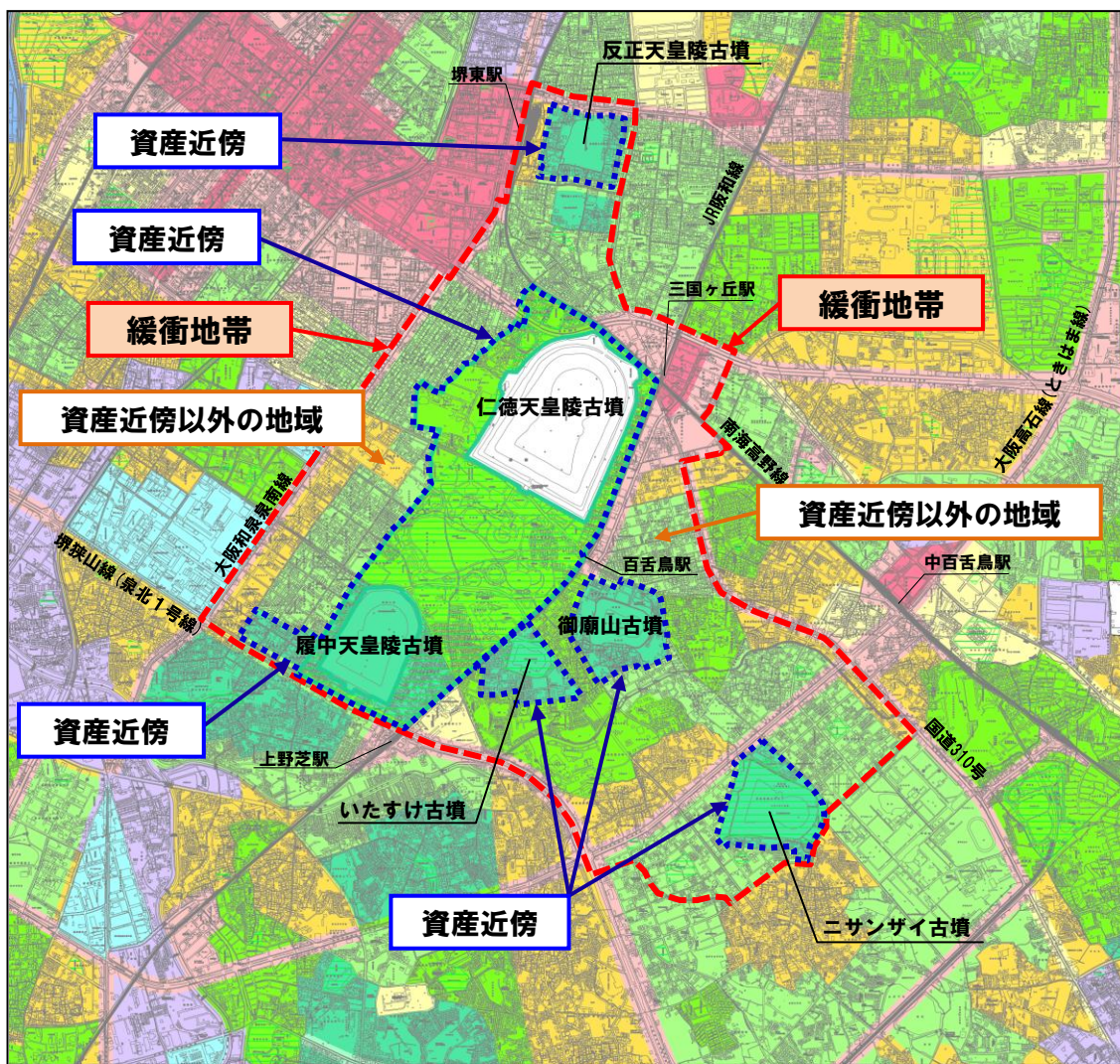
【法による古墳の保護】【古墳群の保存管理計画の策定】

- 陵 墓：国有財産法等に基づき国(宮内庁)が管理
⇒宮内庁による管理、静安と尊厳を保持
- 他の古墳：国史跡への指定により保護・管理
⇒国史跡「百舌鳥古墳群」として指定
(いたすけ古墳など17基)

古墳の保存管理のあり方・計画について、国・地元自治体で協議・調整

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯における制限内容

■ 百舌鳥古墳群の緩衝地帯



≪凡例≫

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 風致地区
- 公園・緑地

■ 制限の内容（建築物）

参考

■ 建築物の高さ

【制限の考え方】

- 「資産近傍」：低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を維持
- 「資産近傍以外の地域」：市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、巨大前方後円墳の巨大さが感じられるよう周辺からの眺望を考慮し設定

【制限内容】

- 「資産近傍」：10m以下(第一種低層住居専用地域)・15m以下(風致地区)
- 「資産近傍以外の地域」：31m以下(第一種低層住居専用地域以外の住居系用途地域、近隣商業地域)、45m以下(商業地域) **⇒新たな制限**
※既存不適格建築物の建替えは、不適格部分を増加させない等の条件の下、最初の一回に限り可能

■ 建築物の形態意匠

【制限の考え方】

- 「資産近傍」：これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体となった景観形成に向け、全ての建築物(大規模・中規模・小規模建築物)について外壁の色彩基準等を設定する。 **⇒新たな制限(中規模・小規模)**
- 「資産近傍以外の地域」：資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ10mを超える建築物(大規模及び中規模建築物)について、緑豊かな古墳群との調和に配慮した外壁の色彩基準等を設定する。 **⇒新たな制限(中規模)**

※大規模建築物：高さ15m超、地上6階以上、延べ面積3,000㎡超
 中規模建築物：高さ10m超、地上4階以上、延べ面積500㎡超
 小規模建築物：高さ10m以下、地上4階未満、延べ面積500㎡以下

【制限の内容】

○色彩基準

大規模建築物	【考え方】景観計画の景観形成基準を踏襲する。 ・ベースカラーの範囲は、下表のとおりとする。(自然素材を除く)		
	色相	明度	彩度
	YR(橙)系	6以上	4以下
	R(赤)系、Y(黄)系	6以上	3以下
中規模建築物 小規模建築物	【考え方】樹木の緑(明度4~6、彩度4~6)と調和する色彩とする。 ・ベースカラーの範囲は、下表の範囲とする。(自然素材を除く)		
	色相	明度	彩度
	YR(橙)系	-	6以下
	R(赤)系、Y(黄)系	-	4以下
・サブカラーはベースカラーとの調和に配慮し、見付面積の1/3以下とする。 ・アクセントカラーは見付面積の1/20以下とする。			
・アクセントカラーは小面積に抑える。			

※屋根の色彩は、低明度、低彩度とし、壁面と調和した色彩とする。

○色彩基準と併せ、景観計画の景観形成基準に準じ、色彩基準以外の景観形成基準を定める。

- ・地域特性に対する配慮事項
- ・まちの特性に対する配慮事項
- ・建築物の敷地に対する配慮事項
- ・建築物に対する配慮事項
- ・建築物の付帯設備に対する配慮事項

■ 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯における制限内容

■ 制限の内容（屋外広告物）

■ 屋外広告物許可基準等

【屋外広告物の在り方】

屋外広告物は、情報の提供とともにまちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に掲出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては景観の阻害につながる。また、当該地域は戸建住宅をはじめとする住宅地が大半を占める地域である。このことから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮した屋外広告物の基準を、土地利用状況に応じ設定する。

【区域の設定】

区域区分等		制限内容	
禁止区域	資産近傍①(第一種低層住居専用地域及び風致地区)	適用除外広告物を除き掲出不可	
	資産近傍以外の地域②(第一種低層住居専用地域)		
掲出可能な区域	資産近傍以外の地域(②を除く)	住居系用途地域	右表参照
		商業系用途地域	右表参照

【掲出可能な区域における制限内容】

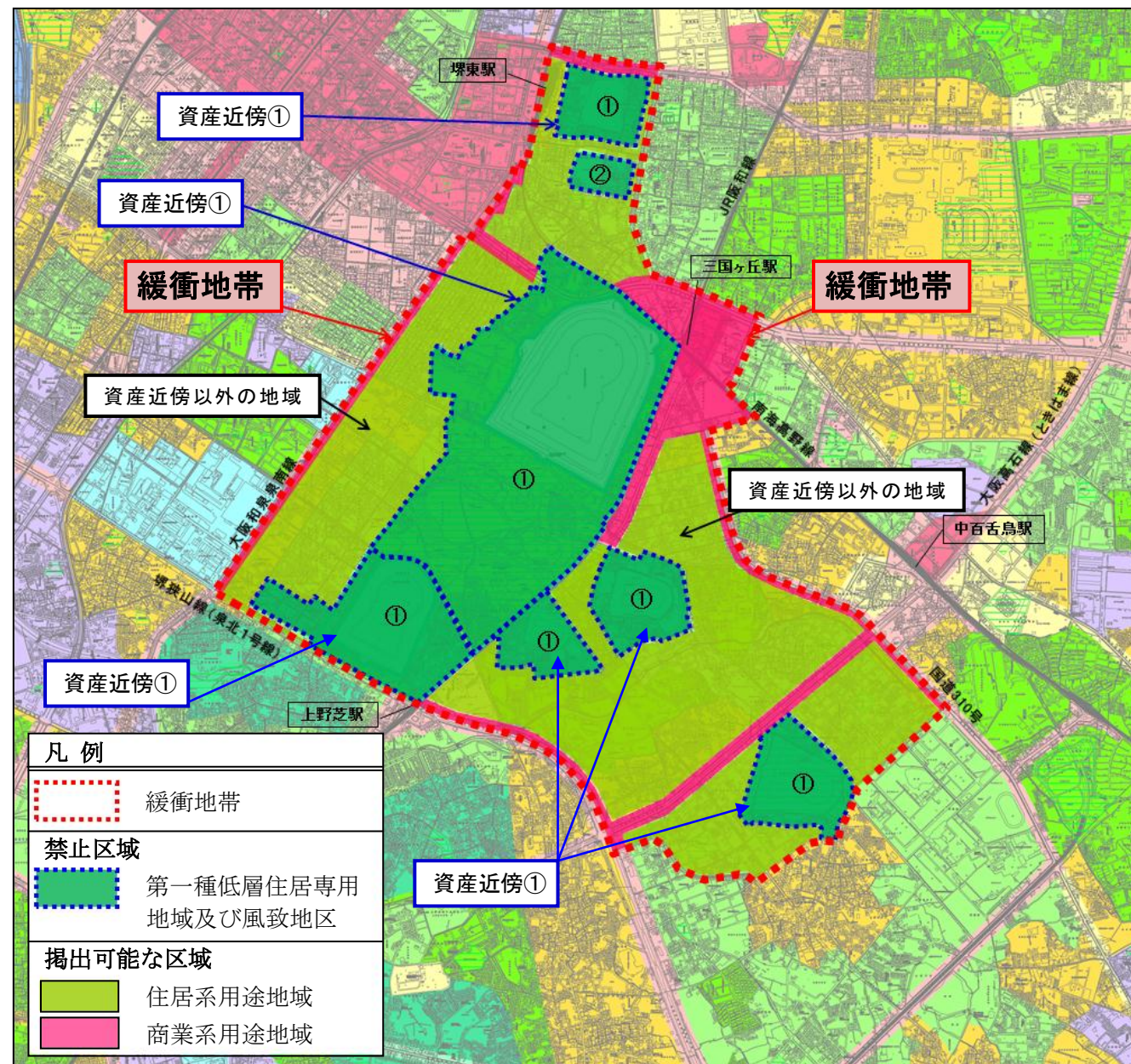
- ・屋上広告物は掲出禁止。
- ・自立広告物等は、住居系用途地域で掲出高さを6m以下、商業系用途地域で掲出高さを10m以下、それぞれに表示面積及び敷地内設置件数(自立広告塔)の上限を設定。
住居系用途地域については、併せて壁面広告物の表示面積及び掲出高さの上限値を設定
- ・自家用広告物以外(非自家用広告物)は掲出禁止(適用除外広告物除く)

⇒新たな制限
⇒新たな制限

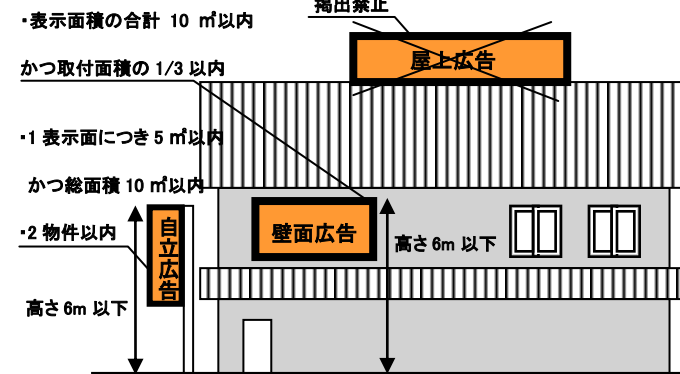
《屋外広告物の許可基準（資産近傍以外の地域（②を除く）》

		住居系用途地域	商業系用途地域
屋上 広告物	表示面積	・掲出禁止	
	高さ・幅		
壁面 広告物	表示面積	・1敷地あたりの表示面積の合計は 10㎡以内 ・取り付け面積の3分の1以内	・取り付け面積の3分の1以内
	掲出高さ	・地上から最上端までの距離は 6m以内	
	その他	・縦：壁面の高さの範囲内 ・横：壁面の幅の範囲内 ・開口部はふさがない。	
自立広告 塔ほか	表示面積	・1表示面につき5㎡以内 かつ、総面積10㎡以内	・1表示面につき10㎡以内 かつ、総面積20㎡以内
	設置高さ	・地上から最上端までの距離は 6m以内	・地上から最上端までの距離は 10m以内
	その他	・1敷地あたり2物件以内(自立広告塔)	
備考	・非自家用広告物は掲出禁止(適用除外広告物除く)		

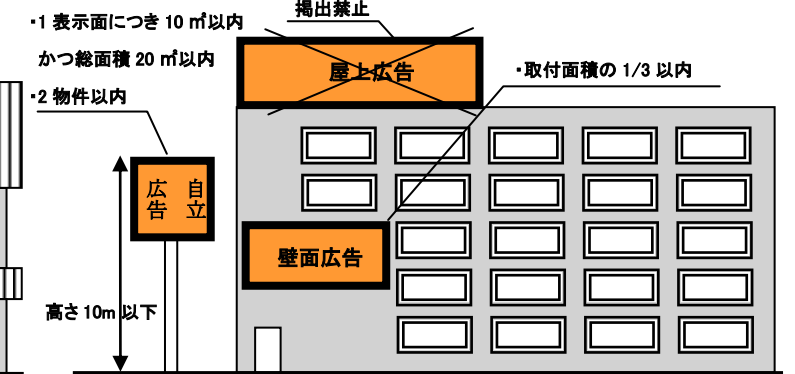
※下線部は新たな制限



＜住居系用途地域イメージ＞



＜商業系用途地域イメージ＞



※適用除外広告物

- 緩衝地帯の基準に適合するものうち、
- 自家用広告物で、表示面積が7㎡以内のもの
 - 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
 - 道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体、公益法人又は自治会その他これに類する団体が表示し、又は設置するもの
 - 営利を目的としない広告物で、一定の要件を満たしているもの など

説明会における主な意見等について

(世界文化遺産登録に向けた百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全に関する説明会)

■ 説明会の概要

■ 実施日時

【全市対象】

日 時	場 所	参加者
5月24日(土)、10時～	市役所 本館3階大会議室	50人
5月26日(月)、19時～	中区役所 4階大会議室	10人
5月30日(金)、19時～	ウェスティ 7階セミナールーム	10人
6月1日(日)、14時～	産業振興センター 4階セミナー室4	24人

計94人

【小学校区対象】

日 時	小学校区(上段) 場 所(下段)	参加者
6月18日(水)、19時～	神石(堺区) 緑ヶ丘集会所	22人
6月20日(金)、19時～	土師(中区) 地域会館	6人
6月23日(月)、19時～	上野芝(西区) 上野芝町会館	26人
6月24日(火)、19時～	三国丘(堺区) 地域会館	27人
6月25日(水)、19時～	大仙(堺区) 地域会館	29人
6月26日(木)、19時～	榎(堺区) 地域会館	10人
6月27日(金)、19時～	百舌鳥・西百舌鳥(北区) 地域会館	19人
6月27日(金)、19時～	中百舌鳥(北区) 地域会館	14人

計153人

■ 説明会における主な意見、質問

◎…全市・小学校区説明会共通 ●…小学校区説明会

■ 世界文化遺産登録に関するもの

【意見】

- ◎世界文化遺産登録後の来訪者への対策が必要。
- 世界文化遺産登録に向けて、我々住民ももっと協力していきたい。
- 世界文化遺産登録の取組みや価値について、もっとPRが必要。
- 古墳の形状を見ることができるようにして欲しい。
- 濠の水質の改善や古墳を含めた周辺のゴミ対策など、もっときれいにすることも重要。
- 世界文化遺産として守っていくためには、子供たちへの教育が大切。

【質問】

- ◎世界文化遺産登録のメリット、デメリットについて
- ◎今回の制限にあわせた立ち退きについて

■ 建築物の高さ・形態意匠の制限内容に関するもの

【意見】

- ◎世界文化遺産登録をめざすには、制限の内容が緩いと思う。
- ◎1回の建替えを認めては、景観が良くなる。
- 世界文化遺産登録にかかわらず、高さ制限は行って欲しい。
- 高層マンションは景観上良くない。

【質問】

- ◎高さ及び形態意匠の制限内容と法的根拠について
- ◎既存不適格建築物に対する補償や建替え等にあたっての補助について
- ◎高さ制限による資産価値への影響について
- 制限高さの考え方について
- 既存建築物の色彩を基準に適合させる時期について

■ 屋外広告物の制限内容に関するもの

【質問】

- ◎緩衝地帯の範囲設定により、通りの反対側で規制が異なることについて
- ◎既存不適格広告物の経過措置について

土地利用状況を踏まえた屋外広告物の在り方

■地域特性に応じた“屋外広告物の在り方”の検討

■土地利用状況を踏まえた屋外広告物の在り方

■広告物誘導地区指定制度の創設について

【趣旨】

屋外広告物が街の景観形成の重要な要素であることを踏まえ、地域特性を活かしたまちづくりを進めていくために、許可基準における地域区分とは別に地区指定制度として、『**広告物誘導地区**』を条例に規定し、屋外広告物の誘導を図る。

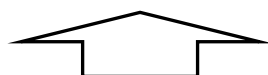
【広告物誘導地区の制度について】

1. 地区の指定

地域特性に応じた『良好な景観の保全』、『風格のある街並みの形成』、『活力に満ちた賑わいの創出』のため必要があると認められる区域を指定することができる。

2. 固有の基準

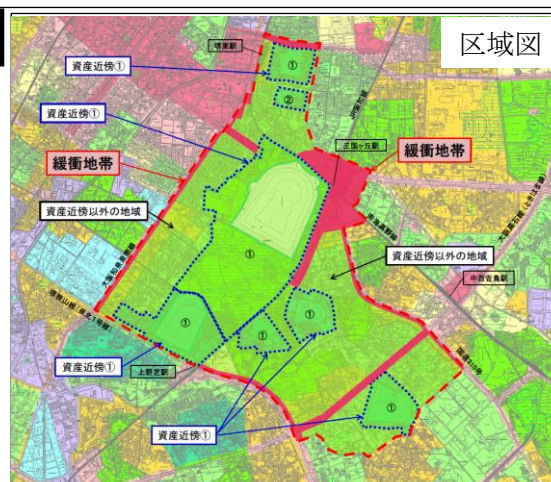
広告物の表示又は掲出物件の設置について、地区固有の許可の基準を設定



「良好な景観の保全」の必要がある区域と認められる百舌鳥古墳群緩衝地帯を『**広告物誘導地区**』の第1号として指定

広告物誘導地区（百舌鳥古墳群緩衝地帯）

- 重点景観形成地域に位置付けている「百舌鳥古墳群周辺地域」において、世界文化遺産登録に向け、緩衝地帯を設定
 - 第一種低層住居専用地域及び風致地区は禁止区域
 - 緩衝地帯内の上記以外の区域を住居系及び商業系用途地域に区分し、許可基準を設定
- ※制限内容等については資料 3-1 (P3) を参照



(再掲)

■経過措置

※早期の新基準への適合に向け、周知、誘導及び指導を行なう。

- ・既存不適格となる広告物については、改正条例の施行後3年間は更新可能
- ・上記の更新期間内に改修計画書が提出され、相当と認められた場合は、引き続き更新可能

屋外広告物に関する見直しの概要

■現在の社会環境に応じた“わかりやすい基準”への見直し	備考
<p>①指定道路に接続する禁止区域(沿道禁止区域)に関する見直し</p> <p>②許可基準等に関する整理・見直し</p> <p>○市全域に係る見直し(許可区域の設定及び許可基準)</p> <p>○個別基準に係る見直し</p> <p>1) バス停広告</p> <p>2) バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加</p> <p>3) 消火栓標識を利用する広告</p>	<p>●前回の報告事項</p> <p>⇒資料 1</p>
<p>4) 電柱広告</p> <p>5) 公共的取組み等に寄与する広告物</p> <p>6) その他(大規模広告物の取扱い 等)</p>	<p>●今回の報告事項</p> <p>⇒資料 2</p>
■地域特性に応じた“屋外広告物の在り方”の検討	
<p>①重点的に景観形成を図る地域の屋外広告物の在り方</p> <p>○百舌鳥古墳群の緩衝地帯の保全について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯の保全の考え方 世界文化遺産登録に向けた緩衝地帯における制限内容 <ul style="list-style-type: none"> ・制限の内容(建築物)【参考】 ・制限の内容(広告物)【※推進本部会議にて方針決定】 ● 説明会における主な意見等について </div>	<p>●今回の報告事項</p> <p>⇒資料 3-1</p> <p>資料 3-2</p>
<p>②土地利用状況を踏まえた屋外広告物の在り方</p> <p>○広告物誘導地区指定制度の創設について</p>	<p>●今回の報告事項</p> <p>⇒資料 4</p>

今後の予定

参考資料2

世界文化遺産登録

5～6月

緩衝地帯の保全に関する説明会

屋外広告物条例の改正

8月20日

屋外広告物審議会（報告）

11月頃

屋外広告物審議会（報告）

地元説明会
屋外広告業団体への周知

改正条例素案パブコメ

屋外広告物審議会（諮問・答申）

堺市議会（上程）

改正後の条例施行

平成
26
年度

平成
27
年度

H27年2月

推薦書（原案）提出

H27年9月

推薦書（暫定版）提出

H28年1月

推薦書（正式版）提出